〇中城村生ゴミ処理容器等購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この訓令は、家庭から排出されるゴミの減量化を図るため、生ゴミ処理容器、生ゴミ処理機(以下「容器」という。)の設置を奨励し、その購入費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象)

- 第2条 補助金の交付対象は、村内に居住し、住民基本台帳に登録されている世帯で、処理容器の数は、1世帯につき2基以内とし、処理機の数は、1世帯につき1基とする。 ただし、処理容器及び処理機に係る補助金を重複して受けることはできない。
- 2 前項の規定に基づき、補助金を受けた者は適正に維持管理しなければならない。 (補助率)
- 第3条 第1条にいう補助金の額は、容器及び有効微生物群(生ゴミ処理菌)購入価格の 2分の1以内とする。ただし、処理容器についてはその額が3千円を超えるときは3千 円とし、処理機についてはその額が3万円を超えるときは3万円とする。
- 2 容器に係る補助金の交付を受けた日から5年を経過しない者は、新たに補助金を受けることはできない。

(補助金の申請)

第4条 前条第1項により補助金の交付を受けようとする者は、生ゴミ処理容器等購入費 補助金交付申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付金)

第5条 村長は、生ゴミ処理容器等購入補助金を審査し、適当と認めたときは、予算の範

囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金請求及び交付)

第6条 補助金交付決定を受けた者は容器設置後すみやかに、生ゴミ処理容器等購入補助 金請求書(様式第2号)を提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 第7条 補助金の交付を受けた者が、次の各号のひとつに該当するときは、村長は補助金の一部又は全部の変換を命ずることができる。
  - (1) この規定に基づく指示に従わなかったとき。
  - (2) その他、不正行為があったとき。

附則

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月17日訓令第6号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月1日訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行する。

## 生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書

				令	和	年	月	日
	中城村長 殿							
		住	所					
		氏	名				E	1
		連絡	先					
付	生ごみ処理容器等購入費補助金の交付を受け 要綱第4条の規定により、次のとおり申請し 生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱第3	ます。					<b>非入補助</b>	金交
	生ごみ処理容器等購入価格	円	× 1/2=	_			円	
	( 購入先						-)	
2	補助金交付申請額金額		円					

## 生ごみ処理容器等購入補助金請求書

				令 和	年	月	E
中城村長 殿							
		申請者	住所	;			
			氏名	:			EΠ
			連絡先	:			
		記					
1 補助金請求金額	金	話	円				
1 補助金請求金額 2 振替口座依頼 下記口座に上記補助 振 込 先			P				
2 振替口座依頼 下記口座に上記補助			P				
2 振替口座依頼 下記口座に上記補助 振 込 先			P				

※添付書類:購入先の領収書を添付して下さい。